

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (給与) 第二条 教育長の給料は、月額九八三、五〇〇円とする。 2・3 (略) (中略) 付則 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。 2 令和七年十二月に教育長に対して支給する期末手当の額は、第四条の規定にかかわらず、第二条第一項に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の二百十二・五を乗じて得た額に、港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。	(前略) (給与) 第二条 教育長の給料は、月額九五一、二〇〇円とする。 2・3 (略) (中略) 付則 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。